

自民党改憲案 憲法を変えて 何かいいことがありますか？

憲法あれこれ 7

一橋大学名誉教授 浜林 正夫



も、公益や公の秩序のために制限されそうですし、「権利には責任及び義務が伴う」といわれると、権利の主張が弱くなるでしょう。

そのうえで、国民は「国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える義務を共有し」と、まるでお説教されているようですが、責任感や気概を持つてほしいのは、むしろ政治家です。

そこで、ふと気がついたのですが、4月と7月に発表された自民党の新憲法試案要綱の前文には、「国の独立を堅持する」という文章があったのですが、10月の新憲法草案ではこれが消えてしまいました。

まさか、もう国の独立などということは堅持しなくてもよい、アメリカのいうとおりやっていけばよいと考えているのではないでしょうね、と、この憲法起草された方々に聞いてみたくなりました。

自民党の新憲法草案では、「国民の新しい権利」として、個人情報保護、国政上の行為について国の説明義務（知る権利）、環境保全の責務、犯罪被害者の権利をあげていますが、すでに個人情報保護法があり、環境基本法がありますし、国政上の行為について説明するのは当然のことと、これをわざわざ書くことは、これまでいかにきちんとして説明してこなかったかの弁解のようです。

では、このために加害者の人権が無視されるのではないかと、むしろ心配です。自衛軍を持つことは国民の利益になるのでしょうか。自衛隊が自衛軍になることで、これまでGDPの1%以下に押さえられてきた防衛費がこの枠を突破するかもしれません。

ひよつとすると非核3原則も武器輸出禁止原則もなくなるかもしれません。それでも国を守ってくれる自衛軍がいることは心強いという人もいるかもしれませんが、この軍隊は国民のことよりも海外へ出かけていくことを主要な任務としそうです。

これまで「公共の福祉に反しない限り」最大の尊重を必要」とされてきた人権